**大阪府海区漁業調整委員会第２３１回委員会**

|  |  |
| --- | --- |
| **１開催日時** | **令和３年４月２６日（月）　午後３時００分から４時００分** |
| **２場　　所** | **大阪府咲洲庁舎５０階　迎賓会議室** |
| **３出席委員** | **今井一郎、多田稔、岡修、奥浩幸、津本芳孝、常松睦弘、田中映治、　　　　　伊瀬隆二、樋口正明、鍋島靖信（専門委員）** |
| **４府関係者** | **北川辰弥課長、西井宏之参事、新瀬幾恵課長補佐、松下浩子副主査**  **佐野雅基（大阪環農水研水産研究部長)** |
| **５事 務 局** | **井坂浩一書記長、久保佳洋書記、笹島祐史書記** |
| **６議事事項** | **会長、会長職務代理の選出について　他** |
| **７議事概要**  **事 務 局**  **(井坂書記長）** | **定刻となりましたので、ただ今から第２３１回大阪海区漁業調整委員会を開催させていただきます。**  **委員の皆様には、何かとお忙し中、また新型コロナ感染症拡大に伴う緊急事態宣言がこの大阪に発出される中、ご出席いただきありがとうございます。**  **私はこの４月から本委員会の書記長を拝命いたしました井坂でございます。よろしくお願いいたします。**    **携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。**    **本日は、委員１０名のうち９名の出席がございますので、漁業法**  **第１４５条で定める定足数を満たしており、本日の委員会が有効に成立していることをまずはご報告させていただきます。**    **本日は、第２２期の委員の皆様方、初めての委員会でございますので、私から会議に先立ちまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。**  **会議次第の裏面が第２２期の委員名簿になっております。**  **この委員名簿の順に沿ってご紹介させていただきます。その場でご起立お願いします。**  **津本委員でございます。**  **常松委員でございます。**  **田中委員でございます。**  **伊瀬委員でございます。**  **樋口委員でございます**  **奥委員でございます。**  **今井委員でございます。**  **多田委員でございます。**  **岡委員でございます。**  **村上委員については、本日はご欠席の連絡をいただいております。**  **鍋島専門委員でございます。**  **次に大阪府水産課の幹部を紹介させていただきます。**  **北川水産課長でございます。**  **西井水産課参事でございます。**    **次に、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から、**  **佐野水産研究部長に出席いただいております。**    **本日ご審議いただきます議案は、ご案内のとおり、「当委員会の会長及び会長職務代理者の選出」、「海区漁場計画の一部改正（案）の諮問に係る公聴会の開催」、「漁業許可の公示」の３件でございます。**    **本委員会の議事進行につきましては、会長が行うこととなっておりますが、第２２期の会長につきましては現在未選出でございます。**  **会長が選出されるまでの間、事務局の書記長であります井坂が仮議長として議事を進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。** |
| **各 委 員** | **異議なし** |
| **事 務 局**  **(井坂書記長）** | **ありがとうございます。**  **それでは、会長が決まりますまで、私が仮議長として議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。**  **なお、議事録署名人については、大阪海区漁業調整委員会規程第７条第２項で会長が指名することとなっています。後程、会長が決まりましたら指名いただくこととしたいと思います** |
| **仮 議 長** | **それでは、議事に入ります。**  **議題の１、大阪海区漁業調整委員会会長及び会長職務代理者の選出について、ご審議いただきます。**    **海区委員会の会長については、漁業法第１３７条第２項の規定により、委員の互選により決めることになっております。各委員のご意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。** |
| **岡　委員**  **仮 議 長**  **各 委 員** | **私は今井委員にお願いしてはどうかと思います。今井先生は２期目で経験者でもあり、皆さんのご意見を聞いてですが、今井先生を推挙したいと思います。**  **ただいま、岡委員から、今井委員を会長に推すご意見がございましたが、いかがでしょうか。**  **異議なし** |
| **仮 議 長**  **会　　長** | **ありがとうございます。それでは、今井委員を第２２期大阪海区漁業調整委員会会長に選出することに決定いたします。**  **それでは、会長職務代理者の選出以降の議事進行について、今井会長、よろしくお願いします。**  **ただいま、会長を仰せつかりました今井でございます。よろしくお願いします。私自身、微力ではございますが、委員の皆様のご指導・ご鞭撻を賜りまして、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様方のご協力をよろしくお願いしいたします。**  **はじめに、今回の委員会の議事録署名人を決めたいと思います。議事録署名人については、大阪海区漁業調整委員会規程第７条第２項で「会長が指名する出席委員２名以上」となっています。それでは奥委員と田中委員にお願いしたいと思います。奥委員・田中委員よろしくお願いします。**  **それでは議事に戻ります。**  **会長職務代理者の選出につきまして、ご審議いただきたいと存じます。**  **漁業法施行令第１３条第２項の規定によりまして、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。皆様のご意見を賜り、決めていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。** |
| **奥 委 員** | **２期目の委員がいいと思いますので、私も２期目ですが、岡委員にお願いするのがいいと思いますが、皆さんいかがですか。** |
| **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **岡 委 員**  **会　　長**  **水 産 課**  **（笹　島）**  **事 務 局**  **(井坂書記長）**  **会　　長**  **委　　員**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事 務 局**  **(井坂書記長)**  **会　　長**  **水 産 課**  **（松　下）**  **会　　長**  **会　　長**  **水 産 課**  **（松　下）**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事 務 局**  **(久　保)**  **会　　長**  **委　　員**  **会　　長** | **ただいま、奥委員から岡委員を会長職務代理者に推すご意見がありましたが、いかがでしょうか。**  **異議なし**  **ありがとうございます。**  **それでは、岡委員に会長職務代理者をお願いするということに決定させていただきます。岡委員、よろしくお願いいたします。**  **今井会長の職務代理者を受けさせていただきます。会長の代理を行う時には皆さんの協力のもと、代理としてしっかり議長をさせていただきます。**    **ありがとうございます。一緒にやってまいりますのでよろしく。**  **引き続きまして、議題の２、「海区漁場計画の一部改正（案）の諮問に係る公聴会の開催」について審議したいと思います。**  **本件については、知事から諮問のある「海区漁場計画の一部改正（案）」について、まず水産課から説明をいただき、その後、本日議題としている公聴会の開催について事務局から説明いただきたいと思います。**  **水産課指導調整G の笹島です。**  **今回、大阪府知事から大阪海区漁業調整委員会に諮問しています「海区漁場計画の一部改正案（諮問）」について、海区委員会資料２－１と参考資料１で説明します。海区漁場計画は法律で漁業権免許を付与する前に策定しなければならないことになっているものです。漁業権免許は、一定の水面において一定の期間、特定の漁業を排他的に営む権利として、都道府県知事が免許し、免許を受けた者に対して漁獲の妨害を排除、予防する権利を付与するもので、今回は、知事が漁業法に基づいて策定した海区漁場計画を諮問するものです。漁業権には２種類あり、区画漁業権は一定区域で養殖業を営む権利であり、それには藻類養殖（ノリ・わかめ）と小割式養殖業の第１種区画漁業、築堤式養殖業の第２種区画漁業、地まき式貝類養殖などの第３種区画漁業がありますが、大阪では１種～３種のうちの１種と２種が行われており、１種は免許の存続期間が５年、２種は１０年の期間で免許されています。**  **つぎに共同漁業権ですが、これは一定の海面を地元漁民が共同して独占排他的に漁業を営む権利であり、内水面では存続期間は５年ですが、海面では１０年の免許です。共同漁業権は各海域の自然条件に見合った付着性生物のアワビ、サザエ、ウニなどの漁業権を管理する地元漁協に対して免許するものです。**  **現在、泉佐野から和歌山方向にひかれた線の内側が共同漁業権の区域で、沿岸から１ｋｍほどの区域に免許されています。今回はこの中で養殖などをする区画漁業権を追加するという内容で、海区漁場計画の一部改正をするものです。スケジュールとしては、令和３年１月に海区漁場計画素案の作成、３月にパブコメによる意見の収集、１～３月に関係機関である海上保安庁、港湾局との協議、これは既に済んでいます。スケジュールの4月にある海区委員会への諮問を本日行うものです。**  **次に資料２－２により、今回追加する海区漁場計画について説明します。養殖などをする第１種区画漁業権についての具体の中身ですが、公示番号区第２２号となっています。なぜ第２２号かというと、参考資料２に現行の大阪府の漁業免許一覧がありますが、区第１～２１号は海区漁場計画が既に立てられて免許がおりています。そのため、今回の海区漁場計画は区第２２号として区画漁業権を追加するものです。**  **今回の区第２２号ですが、内容はカキ養殖漁業で、時期は１月１日から１２月３１日まで、漁場の位置は泉佐野市りんくう往来南地区の阪南港泉佐野A防波堤灯台を基点第１号とするア～エの各緯度軽度の点に囲まれた海面で、泉佐野漁協の共同漁業権内にあり、図にすると次ページの場所です。申請期間は未定、団体漁業権であり、制限条件は国・地方公共団体の施工する公益事業については漁業上の支障があって不当に拒めない、養殖施設を表示する標識・灯火を設置することとなっております。存続期間は令和３年９月１日から令和５年８月３１日まで、漁業権免許の一斉切り替えまでの２年間の短期免許になっています。以上が今回追加される漁業権の改正内容です。よろしくお願いします。**  **それでは、引き続いて本日の議題であります、「海区漁場計画の一部改正（案）」の諮問に係る公聴会の開催について、事務局から説明させていただきます。お手元に関係法令抜粋を配布しておりますので、ご覧ください。**  **漁業法第６４条第４項で、海区漁場計画を知事が策定するにあたっては、「知事は海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならない。」とされており、このたび知事から海区委員会に諮問があったものです。同条第５項で「海区委員会が意見を述べるにあたっては、あらかじめ日時・場所を明らかにした公聴会を開催し、利害関係人等の意見を聞かなければならない。」とされています。**  **また、公聴会については、本委員会で定める「公聴会に関する手続規程」第２条で、「委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議を行う。」こととし、第４条で「公聴会を開こうとするときは、その開催期日から少なくとも１０日前に、開催の日、場所、意見を聞こうとする案件を大阪府公報等で公示する。」こととしています。**  **知事から諮問のあります「海区漁場計画の一部改正（案）」の答申については、次回委員会でご審議いただくこととしまして、本日は、この公聴会を開催することについて、ご審議をお願いしたいと思います。**  **公聴会の具体的日程等については、お手元の「公聴会の開催について（案）」をご覧ください。開催日時は令和３年５月１３日木曜、午後３時から３時３０分、場所は大阪府庁咲洲庁舎２３階海区委員会室、内容は「海区漁場計画の一部改正（案）について」です。**  **なお、事情により、公聴会の日時等に若干の変更が必要となった場合の対応につきましては、会長にご一任いただきたく思います。**  **以上、ご審議よろしくお願いします。**  **ありがとうございます。**  **ただ今の事務局からの提案に関して、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。ご意見。質問等ございませんか。**  **（質疑等なし）**  **それでは、事務局案の日程で、公聴会を開催することとしてよろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ありがとうございます。異議なしとのことですので、事務局の方で案の日程で公聴会の準備をお願いいたします。**  **公聴会の開催について議決いただきありがとうございます。今後事務局で手続きを進め、４月３０日付け大阪府公報に登載したいと考えています。**  **なお、５月１３日に開催する公聴会について、一点、委員の皆様にご留意いただきたい点がございます。公聴会の手続規程第３条で、「公聴会においては討論及び表決は行わない。」こととしています。公聴会は、意見を述べようとする者、いわゆる公述者から意見を聞くための場であり、委員から公述者に質疑をすることは可能ですが、公述者が委員に意見を求めたりすることはできませんので、その点ご注意をお願いしたいと思います。**  **３番目の議題に入ります。「漁業許可の公示」について、この議題についても知事から諮問がありましたので、水産課から内容について、説明をお願いします。**  **水産課の漁業調整G 松下です。資料３－１に沿って制度の概要を説明します。大阪府の漁業調整規則はR２年11月27日に改正され、改正後は漁業の対船許可、対人許可を新規で申請する場合は、公示が必要となります。公示制とは、大阪府が許可数をあらかじめ設定して公示し、それに対して希望者が申請し、公示枠の数より申請者が多い場合は、許認可方針における基準で決定し、それでも決まらない時はくじ引きで決定します。許可内容や手続きは漁業種類ごとに許認可方針で定めています。規則の第11条第1項で知事は新規許可や起業認可にあたり、下の1～６（漁業種類、許可・起業数、船舶数、漁業実態により操業区域や馬力、操業時期、資格などの制限措置や期間）について、公示しなければならないと定め、同条第3項で知事は公示する内容について、あらかじめ海区委員会の意見を聞くこととしています。**  **申請期間については、同条第2項に、許可を申請すべき期間は1か月以上の期間としますが、漁業経営に著しい支障があるときはこの限りではないとしています。漁業種類ごとに申請期間が定められ、今回申請のあったつばす・すずき流網、かご、ひきなわは2か月、刺し網は１か月となりますが、かご、流し網は操業期間が始まっており、経営に支障を及ぼすと考えられますので、本件に限り流し網（ツバススズキ）、かご網に関しては、公示期間を１か月とさせていただきたく思います。**  **次に、新規漁業許可要望から免許までの流れを説明します。希望者から水産課に要望書の提出があり、内容的に問題がなかったことから海区委員会に諮問させていただき、本日審議をいただいております。審議の結果、問題がないという答申をいただければ、大阪府のHPに1か月間4/27～5/26まで（ひきなわは6/26まで）掲載し、申請書を公示期間中に提出していただき、審査後許可書を発行することになります。**  **今回の諮問案件については、前回の委員会3/21の翌日から1か月後の4/23までに要望のあったもので、大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく漁協からの要望のあった公示内容については、流し網では船舶数1隻、刺し網4隻、かご網8隻、ひきなわ8隻の4漁業種で、操業区域、時期、漁業者の資格などについては漁法ごとの許認可方針に規定している通りです。操業期間はツバス流し網は5/1～9/30、スズキ流しは4/1～12/31、刺し網の1枚・3枚建は周年、カニ建9/10～11/9、シタ建5/1～10/31、かごは周年となっています。操業場所は大阪府地先海面、公示期間は流し網、刺し網、かご網は1か月間と考えています。ひきなわは8/1～2/15なので、許認可基準通り公示から2か月間で行います。説明は以上です。**  **ありがとうございます。ただ今の水産課からの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。**  **一つ質問があります。**  **資料3-3によると、21隻の新たにやりたいという要望があるようですが、やめたいということもあるのですか。今までしている人に加わるのですか。**  **基本的にいままでの許可数にこれだけプラスされるということになります。**  **ほかに質問がある方はおられませんか。**  **それでは、議題の３について了承することとしてよろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ありがとうございます。異議なしとのことですので、事務局の方から答申案をお願いします。**  **（答申案配付）知事への答申案を読み上げます。**  **大海委第　号令和3年4月26日付け、大阪府知事吉村洋文様、大阪海区漁業調整委員会会長今井一郎、漁業許可の公示についての答申、令和3年4月26日付、水第1263号で諮問のあった標記については、原案どおり定めることを認めます。以上です。**  **答申案につきまして、質問、意見等はございませんか。**  **（質疑等なし）**  **よろしいでしょうか。特段、質問・ご意見等ございませんので、本議題につきましては、答申案を承認します。**  **これをもちまして、予定されておりました審議は全て終了いたしました。委員会を閉会させていただきます。** |